

# 徳島県沿岸で遊漁を行う際の注意事項

徳島県沿岸では、漁業法、徳島県漁業調整規則及び徳島海区漁業調整委員会指示により、

「遊漁者が使用できる漁具・漁法」及び「採捕できない種類・期間・サイズ」が定められています。

ルールやマナーを守り、遊漁を行うようにしてください。

## 遊漁者が使用できる漁具・漁法



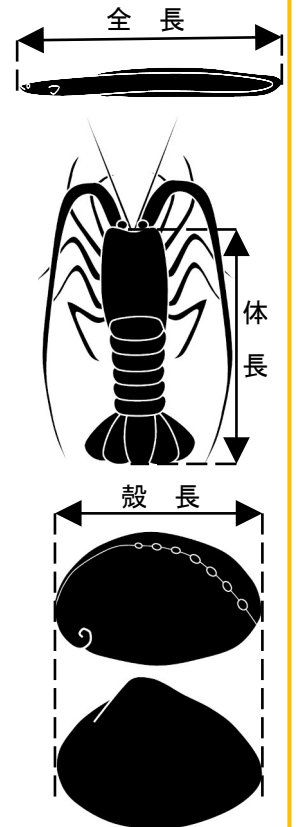
※ 第一種共同漁業権内における、遊漁者による「やす・は具（「熊手」「移植ごて」を除く）」の使用は禁止されています。

## 採捕できない種類・期間・サイズ

次の水産動植物は、採捕できない期間が定められています。

また、「うなぎ・いせえび・とこぶし・はまぐり」は、採捕できないサイズも定められています。

種類	禁止期間	採捕禁止											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
うなぎ	11月1日～3月31日 (全長20cm以下は周年)	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採
いせえび	5月15日～9月15日 (体長13cm以下は周年)	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採
とこぶし	8月20日～11月30日 (殻長3cm以下は周年)	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採
はまぐり	5月1日～11月30日 (殻長3cm以下は周年)	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採
ばかがい	5月1日～10月31日	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採
わかめ	7月1日～2月末日	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採
あらめ	10月1日～5月31日	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採
かじめ	10月1日～5月31日	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採
てんぐさ	9月1日～3月31日	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採
ふのり	8月1日～2月末日	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採



- **特定水産動植物（あわび・なまこ・しらすうなぎ）の採捕は禁止されています。**
- 第一種共同漁業権内における漁業権対象種（いせえび、たこ等）の採捕は、**密漁**です。
- 特に、特定水産動植物の密漁には、**最大で懲役3年、罰金3,000万円**が科されます。
- 漁業権の免許海域及び対象魚種については、「**徳島県 漁業権連絡図**」で検索し、「第一種共同漁業権」の項目を確認してください。

漁業権連絡図の  
二次元バーコード

